

# 福生市子ども・子育て支援事業計画（第2期）令和5年度事業目標

資料2

事業数（再掲含む）

	令和5年度	令和4年度
基本目標1	58	56
基本目標2	25	24
基本目標3	48	49
基本目標4	60	58
基本目標5	37	36
基本目標6	19	19
合計	247	242

## 基本目標1 生まれる前から乳幼児期までの切れ目のない支援の充実

施策の方向（1） 地域における子育て支援体制の充実

### 基本施策1 妊娠・出産・育児に対する不安の解消

No	事業名	事業概要	方向性	令和5年度 事業目標	主担当課
1	母子健康手帳交付	母子健康手帳交付時は、保健師が面接し、相談指導を実施します。また、母子健康手帳は、妊産婦健康診査、乳幼児健康診査の結果及び予防接種の記録等を記載し、後の保健指導等の参考とします。	継続	妊娠届出をした妊婦全員へ母子健康手帳を交付し、相談指導を行います。	健康課
2	里帰り出産等の妊婦健診費用助成	里帰り等で、妊婦健康診査受診票が使用できない医療機関（助産所を含む。）で妊婦健康診査を受診した方に妊婦健康診査費用助成金を交付します。	継続	申請に基づき、交付します。	健康課
3	パパママクラス	妊婦及び配偶者等を対象に出産や育児に関する正しい知識の啓発と普及を図ります。	継続	1コース4日間×6コース実施 参加者360人	健康課
4	産前・産後支援ヘルパー事業	育児、家事等の支援を必要とする妊産婦のいる世帯に対して、家事等の援助を行うヘルパーの派遣を行います。	継続	産前・産後支援ヘルパーが訪問し、産前・産後の生活をサポートすることで、家族の精神的・肉体的負担を軽減し、安心して子どもを産み育てることが出来るよう支援を行っていきます。また、孤独な子育てをしている家庭等については、妊娠届出時等に事業紹介をしてもらい、各関係機関と連携しながら早期発見に努めます。	子ども家庭支援課
5	妊産婦・新生児訪問指導	妊産婦の心や身体の相談及び子どもの発育や育児等について、助産師や保健師が家庭を訪問し相談に応じます。	継続	訪問率100%に努めます。	健康課
6	Welcome Babyファイルキットの配布	子育て世代包括支援センターで母子手帳を交付する際、出生届のコピーを挟み込めるファイルキットを配布します。	継続	お子様の健やかな成長を願い、出生届のコピーを挟み込むことでお誕生の喜びをいつまでも保存できるよう実施します。	総合窓口課

No	事業名	事業概要	方向性	令和5年度 事業目標	主担当課
7	乳児家庭全戸訪問事業	乳児のいる全ての家庭を訪問することにより、子育てに関する情報の提供、乳児及びその保護者の心身の状況や養育環境の把握、養育についての相談を行います。	継続	訪問率100%に努めます。 必要な家庭には、子ども家庭支援センターの相談員も同行訪問を行い、相談や支援を行います。	健康課
8	低出生体重児の届出・未熟児訪問指導	未熟児の家庭を訪問し、発育、発達、育児に関する適切な指導・助言を行います。	継続	在宅の低出生体重児および未熟児に対し、全数訪問します。	健康課
9	育児ギフト配布委託事業	妊娠届出をした妊婦及び転入した妊婦に対し、保健師が面接を実施して、出産・子育てに関する不安等を軽減するとともに、妊婦が出産した後の赤ちゃん訪問時に育児ギフトを贈呈します。	継続	妊娠期から専門職が関わることで、出産・子育てに関する不安を軽減を図り、妊産婦・乳幼児の心身の健康の保持・増進に努めます。	健康課
10	産後ケア事業	出産後、育児支援を必要としている母親と赤ちゃんに対し、産後ケア事業を実施し、産婦の心身のケア並びに育児のサポートを行います。	継続	短期入所（ショートステイ）型を助産院2か所、医療機関1か所で、通所（デイサービス）型、居宅訪問（アウトリーチ）型を助産院2か所で開催します。	健康課
11	すくすくベビークラス	子どもの保護者を対象にすくすくベビークラスを開催し、知識の啓発と普及を図るとともに相談指導を行います。	継続	子育て中の保護者に対し、次の事業を行います。 すくすくベビークラス ねんねの頃年4回実施 おすわりの頃年3回実施 参加者140人（70組）	健康課
12	育児相談	乳幼児の保護者を対象に助産師、保健師、栄養士による育児相談を実施します。	継続	保健センターおよび子ども応援館で実施します。 年16回実施	健康課
13	心理相談	1歳6か月・3歳児健康診査時等に臨床心理士による子ども相談を実施します。	継続	年24回実施	健康課
14	3歳児経過観察健康診査（子どもグループ）	幼児の発達を促すためにグループ活動の機会を設け、成長を観察しながら、適切な指導を行います。	継続	年36回実施 参加者延べ720人（20組×36回）	健康課
15	心理相談員の配置	子育て世代包括支援センター係に臨床心理士等を配置し、乳幼児の発達に関する相談の充実を図ります。	継続	市内幼稚園保育園をはじめとする関係機関と十分な連携を図り、乳幼児の発達に関する相談支援を実施します。必要に応じて、個別相談、心理検査を行います。	健康課

No	事業名	事業概要	方向性	令和5年度 事業目標	主担当課
16	子育てモバイルサービス	予防接種、乳幼児健診などの子育て情報を提供します。生年月日などを登録すると予防接種スケジュールが自動作成され、接種日が近づくとメールでお知らせします。	継続	登録者数 302人	健康課
17	赤ちゃん・ふらっと事業	市内公共施設内に、授乳やおむつ替えのために気軽に立ち寄れるスペースを提供します。屋外イベント開催時には、簡易おむつ交換台などの備品を貸し出します。	継続	市内公共施設内 11カ所で実施	子ども政策課
18	特定不妊治療費助成金	特定不妊治療の経済的な負担軽減を図るため、東京都が実施している特定不妊治療費助成制度の対象者に治療費の一部を助成します。	継続	特定不妊治療費助成金32人 ※R4.4月～保険診療となったため経過措置者見込数を計上	健康課
19	ファーストバースデーサポート事業	1歳の誕生日を迎えるお子さんがいる家庭の子育てを応援するために、子育てに関するアンケートを実施し、子育て支援の情報提供や相談支援を行うとともに、育児パッケージを贈呈します。	R3～ 新規	対象者 400人	健康課
20	出産・子育て伴走型支援事業	全ての妊婦・子育て家庭が安心して出産・子育てできるよう、妊婦や子育て家庭に寄り添い、面談や継続的な情報発信を通じて必要な支援につなぐ伴走型相談支援と出産育児に関する経済的負担の軽減を図るための支援を一体的に実施します。	R4～ 新規	【伴走型相談支援】妊娠届出時（全数）、妊娠8か月前後（希望者等）、出産後（全数）面談及びふくナビを介した情報発信の実施 【経済的支援】出産応援ギフト920人（遡及分含む） 子育て応援ギフト680人（遡及分含む）	健康課

## 基本施策2 子どもや母親の健康づくり

No	事業名	事業概要	方向性	令和5年度 事業目標	主担当課
1	母子保健連絡協議会	母子保健連絡協議会において、母子保健に関する基本的事項を協議し、母子保健施策の効果的な推進を図ります。	継続	年2回実施します。	健康課
2	母子健康手帳交付（再掲）	母子健康手帳交付時は、保健師が面接し、相談指導を実施します。また、母子健康手帳は、妊産婦健康診査、乳幼児健康診査の結果及び予防接種の記録等を記載し、後の保健指導等の参考とします。	継続	妊娠届出をした妊婦全員へ母子健康手帳を交付し、相談指導を行います。	健康課
3	妊婦健康診査	母子健康手帳交付時に受診を勧奨し、妊婦の疾病等の早期発見、早期治療を目的に実施します。	継続	妊娠届出をした妊婦全員に実施します。	健康課

No	事業名	事業概要	方向性	令和5年度 事業目標	主担当課
4	妊婦歯科健康診査	母親学級の開催に併せて、妊婦歯科健康診査を実施します。	継続	年6回実施 受診者50人以上とします。	健康課
5	妊産婦・新生児訪問指導 (再掲)	妊産婦の心や身体の相談及び子どもの発育や育児等について、助産師や保健師が家庭を訪問し相談に応じます。	継続	訪問率100%に努めます。	健康課
6	新生児等聴覚検査委託事業・新生児等聴覚検査費助成事業	新生児等が都内の指定医療機関で聴覚検査を実施した場合は検査費用の一部を市が負担し、里帰り出産等で、都外で実施した場合は検査費用の一部を助成します。	継続	新生児等聴覚検査委託事業を311人、新生児等聴覚検査費助成事業を22人実施します。	健康課
7	産婦健康診査	産婦の疾病等の早期発見、早期治療を目的に3か月児健康診査と同時に実施します。	継続	年12回実施 受診率95%以上とします。	健康課
8	乳幼児健康診査	乳幼児を対象に身体測定、診察、栄養相談、発達の状況などを総合的に行い疾病等の早期発見に努め、適切な指導を行います。	継続	3か月児、6か月児、9か月児、1歳6か月児、3歳児の各健診について受診率100%に努めます。	健康課
9	乳幼児経過観察健康診査	乳幼児健康診査等で要経過観察となった乳幼児を対象に健康診査を実施し、疾病等の早期発見に努め、適切な指導を行います。	継続	年12回実施	健康課
10	乳幼児発達健康診査	乳幼児健康診査等で、発達に課題があると思われる乳幼児を対象に健康診査を実施し、疾病等の早期発見に努め、適切な指導を行います。	継続	年12回実施	健康課
11	乳幼児歯科健康診査	乳幼児を対象に歯科健康診査を実施し、歯科健康教育、保健指導、予防処置を行い、虫歯のり患率を下げしていきます。	継続	1歳6か月児健康診査 年12回実施 受診率100%に努めます。 3歳児健康診査 年12回実施 受診率100%に努めます。 乳幼児歯科健康診査 年12回実施 受診者延べ360人	健康課
12	体育館託児付き事業	託児付きの事業を開催し、保護者のストレス解消及び健康増進を図ります。	継続	福生地域体育館：フラダンス①(託児有)・フラダンス②(託児有)・シェイプアップヨガ(託児有) ※新型コロナウイルス感染症ワクチン接種会場は3月末に終了見込み。	スポーツ推進課

No	事業名	事業概要	方向性	令和5年度 事業目標	主担当課
13	幼児体操教室	幼児の健康増進、保護者の交流を図るため、マット、フープ（輪）、鉄棒、跳び箱等を使用し、体操教室を開催します。	継続	中央体育館：キッズ体操3・キッズ体操4・キッズ体操5 熊川地域体育館：すこやかキッズ 福生地域体育館：キッズダンス・短期体操・幼児体操 ※新型コロナウイルス感染症ワクチン接種会場は3月末に終了見込み。	スポーツ推進課
14	産後ケア事業（再掲）	出産後、育児支援を必要としている母親と赤ちゃんに対し、産後ケア事業を実施し、産婦の心身のケア並びに育児のサポートを行います。	継続	短期入所（ショートステイ）型を助産院2か所、医療機関1か所で、通所（デイサービス）型、居宅訪問（アウトリーチ）型を助産院2か所で実施します。	健康課
15	出産・子育て伴走型支援事業（再掲）	全ての妊婦・子育て家庭が安心して出産・子育てできるよう、妊婦や子育て家庭に寄り添い、面談や継続的な情報発信を通じて必要な支援につなぐ伴奏型相談支援と出産育児に関する経済的負担の軽減を図るための支援を一体的に実施します。	R4～ 新規	【伴走型相談支援】妊娠届出時（全数）、妊娠8か月前後（希望者等）、出産後（全数）面談及びふくナビを介した情報発信の実施 【経済的支援】出産応援ギフト920人（遡及分含む） 子育て応援ギフト680人（遡及分含む）	健康課

### 基本施策3 食育の推進

No	事業名	事業概要	方向性	令和5年度 事業目標	主担当課
1	食に関する相談・指導	妊産婦、乳幼児の保護者を対象に乳幼児の年齢に応じたバランスの取れた食事の作り方、栄養指導を行い、乳幼児期からの良い食習慣づくりや楽しく食事のできる環境づくりなど食に関する学習の推進を図っていきます。パパママクラス、育児相談、乳幼児健康診査時に集団及び個別指導（アレルギーなど）を実施します。	継続	パパママクラス 年6コース実施 3か月児健康診査 年12回実施 1歳6か月児健康診査 年12回実施 3歳児健康診査 年12回実施 育児相談 年16回実施 離乳食教室 年16回実施	健康課
2	離乳食教室	離乳食教室（前期・中期食：4か月～6か月、中期・後期食：7か月～1歳未満）を開催し、適切な離乳食の作り方、離乳の進め方を指導します。	継続	前期・中期食年12回、中期・後期食年4回実施 参加者220人以上	健康課

### 基本施策4 小児医療の充実

No	事業名	事業概要	方向性	令和5年度 事業目標	主担当課
1	未熟児養育医療給付事業	未熟児で出生し、入院養育が必要と認められた乳児に対し、指定医療機関において医療の給付を行います。	継続	申請件数 22件	健康課

No	事業名	事業概要	方向性	令和5年度 事業目標	主担当課
2	乳幼児医療費助成制度	義務教育就学前（6歳に到達した年度末まで）の子どもを養育している方に、健康保険診療の自己負担額を助成します。（所得制限なし）	継続	対象児童数 1,995人、 医療費助成額 63,892,000円	子ども育成課
3	小児医療の充実	乳幼児に対する医療の充実を図るため、小児科医の確保を関係機関へ要請していきます。	継続	継続実施します。 引き続き小児科医の確保について、関係機関へ要請していきます。	健康課

## 施策の方向（2） 地域における子育て支援体制の充実

### 基本施策1 地域における子育て支援サービスの充実

No	事業名	事業概要	方向性	令和5年度 事業目標	主担当課
1	子育てサロン「はとぼっぼ」	福生市民生委員・児童委員協議会が行う取組を支援し、子育て中の保護者や妊婦の悩みや不安を解消し、保護者同士がつながりを持てるようなサロンとなるよう、活動の充実・推進を図ります。	継続	継続して、サロンのPRに努めるとともに、子ども家庭支援センターとも連携し、保護者や妊婦の子育てに関する悩みや不安等を相談しやすい場づくりを行います。 民生委員・児童委員協議会で運営する「はとぼっぼ」は年11回開催予定	社会福祉課
2	子育て支援カード発行事業	市と市内の事業者（協賛店）が連携し、協賛店利用時にカードを提示することで、特典が受けられる事業で、妊婦又は中学生以下の子どもがいる世帯の支援並びに地域活性化を図ります。	継続	カードの電子化や専用Webサイトの構築等の事業のリニューアルを行います。	子ども政策課
3	赤ちゃんはじめての絵本事業	生後3か月の乳児健診時に、絵本を贈呈するとともにボランティアによる読み聞かせを実施している事業です。	継続	健康課・子ども政策課・図書館の3課で連携し、事業を継続します。 3、4か月児健康診査時に絵本3冊のうちから1冊と子育て情報を特製の袋に入れて贈呈します。 読み聞かせボランティア数 15人	子ども政策課
4	子ども家庭支援センター事業	子どもと家庭に関する総合相談、ショートステイ等のサービス提供の調整、子育てサークル等への支援、見守りサポート事業、児童虐待防止に関する事業など、児童を養育する家庭の総合的な支援を行います。また、子育て中の親子のセンター利用の促進や子育て支援の情報提供の充実に努めます。	継続	先駆型子ども家庭支援センター1箇所 身近な相談機関として、子どもと家庭からの総合的な相談に応じて支援を行います。子育て中の親子のセンター利用の促進、児童虐待防止に向けた各関係機関との連携に努めます。	子ども家庭支援課
5	ファミリー・サポート・センター事業	育児の援助を受けたい方（依頼会員）と育児の援助ができる方（提供会員）が会員となり、地域で助け合いながら育児の相互援助活動を行う会員組織（有償ボランティア）です。より多くのニーズに応えるため、会員数のバランス均衡化を図り、相互援助活動の充実に努めます。	継続	委託先の社会福祉協議会と協力し、会員のニーズに十分に対応するため、周知と充実に努めます。	子ども家庭支援課

No	事業名	事業概要	方向性	令和5年度 事業目標	主担当課
6	地域子育て支援事業	児童館等身近な場所で、子育てに関する相談や乳幼児と保護者を対象とした講座を実施します。	継続	3児童館子育て応援事業5回以上実施 ひろば事業及び子育て相談 週3日以上実施 子ども応援館でのふれあいひろば 週5日（火～土）実施	子ども政策課 子ども家庭支援課
7	地域子育て支援拠点事業の実施	認可保育所や公共施設等を活用して、孤立しがちな子育て家庭を対象に、子育て相談や子育てサークルの支援を行います。	継続	子ども応援館、児童館3館及び保育園2園にて、ひろば事業を実施し、保育園では、子育て相談を実施します。	子ども政策課 子ども育成課 子ども家庭支援課
8	保育室併設講座の実施	育児中の女性のための講座と、集団保育を通し幼児の成長発達を支える保育室事業を併せて実施します。	継続	公民館各館で保育室併設講座を実施します。	公民館
9	託児保育付講座の実施	公民館事業に参加する機会を増やすために託児保育を付けた講座を実施します。	継続	公民館各館で託児保育付講座を実施します。	公民館
10	子ども読書活動推進事業の実施	学校、地域、家庭と連携し、子ども読書活動推進事業を実施します。	継続	福生市立図書館基本計画（改定）、第四次福生市子ども読書活動推進計画に基づき、推進のための各種事業に取り組みます。 としょかん出前おはなし会「ぶっくん」：7回（小学校7校各1回）	図書館
11	福祉センター機能の充実	児童及び子育て中の保護者の生活相談、健康の増進、サービス提供の充実に努めるとともに、福祉活動団体の育成、地域住民等の施設利用を促進します。	継続	施設利用の促進を図ります。	介護福祉課

## 基本施策2 子育て支援のネットワークづくり

No	事業名	事業概要	方向性	令和5年度 事業目標	主担当課
1	地域組織化事業	教育機関、保育機関、民生委員・児童委員、ボランティア、その他福祉関係者等と行政が一体となって、地域子育て支援ネットワークを構築します。	継続	各関係機関の情報交換、子育て支援を推進するための子育て情報の発信等を行います。 子ども家庭支援課では、子育てに関するサークル等へ活動場所として子育て地域活動室の貸し出しを行うなどの支援を行います。	子ども家庭支援課

### 基本施策3 子育て情報の提供

No	事業名	事業概要	方向性	令和5年度 事業目標	主担当課
1	子育て支援情報の発信	子育て支援情報の収集を行うとともに、ホームページや広報紙等の活用、パンフレットの作製などにより、情報発信の充実を図ります。	継続	令和3年10月にリニューアルした「子育てするならふっさ情報サイト こふくナビ」において、引き続きスマートフォンを意識した内容の充実を図り、子育て世帯に分かりやすい情報発信に努めます。 (子ども政策課) 子ども家庭支援センター、ファミリー・サポート・センター、乳幼児ショートステイ、児童虐待防止の講演会等の最新情報を掲載していきます。(子ども家庭支援課)	関係各課
2	子育てハンドブックの配布	子育て中の保護者が、子育てサービスの利用選択が十分にできるように、子育て支援情報の提供を行います。	継続	掲載内容の改訂を行い、保護者の方に必要なサービスの情報提供に努めます。また、ふくナビやこふくナビを通し利用者に見やすい情報発信に努めます。	子ども家庭支援課

### 基本施策4 相談機能の充実

No	事業名	事業概要	方向性	令和5年度 事業目標	主担当課
1	各種相談事業の充実	保健福祉に関する様々な相談が身近なところで気軽にできるよう、窓口の充実に努めるとともに、相談体制のネットワーク化を図ります。	継続	健康課で育児相談、心理相談事業を継続実施します。 子ども家庭支援センターでは、子どもと家庭からの身近な相談機関として、子育て支援情報の提供、総合相談及び支援を行います。	福祉保健部 子ども家庭部
2	子育てなんでも相談	市民が利用しやすい場所において、育児、発達、教育・保育等の子育てに関する様々な悩みや困りごとについての相談を受け、必要に応じて関係機関につなげる体制を整えます。	継続	子ども家庭支援センター相談員が、関係部署との連携を図りながら適宜出張相談事業を実施します。	子ども家庭支援課
3	子育て世代包括支援センター事業（利用者支援事業 母子保健型）	妊産婦及び乳幼児の実情把握に努め、母子保健と子育て施策との一体的な支援を通じて、妊産婦、乳幼児及びその保護者の健康の保持増進に関する包括的な支援を行います。	継続	母子健康手帳の交付を行います。支援プランを作成し、家庭の状況に応じて必要な支援がスムーズに届くようにします。臨床心理士等による相談支援のほか、保育施設等へ巡回訪問し発達に関する各種相談に応じます。	健康課
4	利用者支援事業（特定型）	教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の保育サービスに関する情報の集約と提供を行うとともに、未就園児や保護者が教育・保育施設や事業を円滑に利用できるような窓口や電話で相談に応じるなどの支援を実施します。	継続	子ども育成課保育・幼稚園係にて、保育サービスに関する情報の集約と提供を行い、相談に応じます。	子ども育成課



## 基本目標2 乳幼児期から学齢期までの継続した育ちの支援

施策の方向(1) 就学前の児童の教育・保育を提供する体制の確保

### 基本施策1 自立と協同の態度を育む教育・保育の推進

No	事業名	事業概要	方向性	令和5年度 事業目標	担当課
1	認可保育所等による通常保育の実施	保護者の就労又は疾病等の理由により、児童の保育が必要な場合、保護者の申込みにより保育を実施します。	継続	市内認可保育所14箇所、小規模保育事業1箇所を実施します。	子ども育成課
2	低年齢児保育の充実	保育所において1歳未満の児童に対して保育を実施します。	継続	市内認可保育所14箇所、小規模保育事業1箇所を実施します。また、待機児童解消対策として、一定期間継続的に児童を預かる定期利用保育を保育施設1箇所を実施します。ベビーシッター利用支援事業を実施します。	子ども育成課
3	一時預かり事業	認可保育所等において空き定員や専用室を利用して、週3日以内、7時から18時までの間で8時間以内の保育を実施します。	継続	市内認可保育所14箇所、小規模保育事業1箇所を実施します。	子ども育成課
4	延長保育事業	保護者の就労形態の多様化に対応するため、19時(1時間延長)までの延長保育を実施します。また、一部の保育所では20時(2時間延長)まで実施します。	継続	市内認可保育所11箇所、小規模保育事業1箇所にて1時間延長を実施、市内認可保育所3箇所にて2時間延長を実施します。	子ども育成課
5	休日保育事業	保護者が、休日での就労等により児童を家庭で監護できない場合に対応するため、休日保育を実施します。	継続	市内認可保育所2箇所にて実施、うち1箇所にて年末保育(12月29日~31日)も実施します。	子ども育成課
6	病児保育	子どもが病気であるために保育所などに預けられないときに、病院等で保育をします。	継続	市内1箇所にて実施します。(病児保育室あんず)	子ども育成課
7	病後児保育	保育所などに通所している病気の回復期の児童を対象に、保育所等で一時的に保育を実施します。現在、福生保育園及びすみれ保育園の2か所で実施しています。	継続	市内1箇所にて実施します。(福生保育園)	子ども育成課
8	保育園の園庭・園舎開放	子どもたちが交流できるように、日時等を指定し園庭・園舎を開放しています。	継続	市内保育施設15箇所を実施します。	子ども育成課
9	認証保育所事業	多様な保育ニーズに応えるため、認証保育所(東京都独自の基準を満たす保育事業所)を保育施設として活用し、保育を実施します。	継続	市外園延べ185人に対して保育を実施します。	子ども育成課

No	事業名	事業概要	方向性	令和5年度 事業目標	主担当課
10	認証保育所利用助成	認証保育所を利用されている方に、認可保育所等の保育料と公平にするため、その差額を運営費の委託料に含み助成します。	継続	延べ185人に対して補助を行い保護者間の公平性を図ります。	子ども育成課
11	認定こども園	幼稚園と保育所が相互に連携して、子どもたちが一体的に教育・保育を受けられる施設への移行及び設置を、ニーズ量に応じて支援します。	継続	市内2園で子どもたちに一体的に教育・保育を提供します。	子ども育成課
12	家庭福祉員制度（保育ママ）	おおむね3歳未満の児童を保育者（保育ママ）の居宅において保育するとともに、就労その他の理由により家庭において保育されることに支障がある方を対象とする事業を検討します。	検討	家庭福祉員制度（保育ママ）について検討します。	子ども育成課
13	プレ幼稚園事業	幼稚園教育課程外の2歳児を対象とした保育です。子どもの成長に合わせて、無理なく次の段階（幼稚園教育課程）へ進むための保育を行います。	継続	市内4園で3歳児未満の未就園児教室等を実施します。	子ども育成課
14	私立幼稚園	市内の私立幼稚園4園で、幼児の発達を促す適切な教育環境の下、それぞれの時期にふさわしい充実した生活を営み、発達に必要な活動を自然に受けられる計画的な教育を推進します。	継続	市内4園で幼児期の教育を推進します。	子ども育成課
15	幼稚園における預かり保育の充実	幼稚園における在園児を対象とした預かり保育の充実を図ります。	継続	市内4園で教育時間前後に実施します。	子ども育成課
16	幼稚園における園庭・園舎の開放	地域との交流などを目的に園庭・園舎を開放します。	継続	市内4園で実施します。	子ども育成課
17	幼稚園における相談情報提供等事業	養育に関する問題について、保護者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行います。	継続	市内4園で保護者からの相談に応じます。	子ども育成課
18	幼稚園における一時預かり事業	保護者が傷病・リフレッシュ等により、児童を家庭で監護できない場合、教育時間前後に一時的に幼稚園で保育ができるようにします。	検討	市内4園で在籍児対象の預かり保育を実施します。また、在籍児以外の預かり保育を検討します。	子ども育成課
19	乳幼児ショートステイの実施	保護者が疾病等により、児童を家庭で養育できない場合、施設等で短期間（7日以内）児童を預かります。	継続	養育が必要な児童に対して、一時的な保育（日中保育・宿泊保育）を実施します。	子ども家庭支援課

No	事業名	事業概要	方向性	令和5年度 事業目標	主担当課
20	トワイライトステイの実施	保護者が夜間まで帰宅できない場合など、子どもの監護が困難な場合、施設等で平日の夜間（10時まで）や休日に一時的に児童を預かる事業を検討します。	検討	平日夜間等のニーズは多くないものの、働き方が多様化していること、近隣に夜間預かる認証保育所があることも踏まえ、引き続き検討を進めます。必要に応じ、ベビーシッター利用支援事業における夜間保育を活用します。	子ども育成課
21	障害児保育の充実	軽度の障害児を健常児とともに集団保育を実施することにより、健全な社会性の成長発達を促進していきます。	継続	市内保育施設15箇所、市内幼稚園4箇所で開催します。	子ども育成課
22	認可保育所における見守り体制の強化	認可保育所において保育士をサポートする保育支援者を配置し、園内・園外活動時の見守り体制の強化を図ります。	R5～新規	市内認可保育所14箇所で開催します。	子ども育成課

## 施策の方向（2） 幼稚園・保育所・小学校の連携

### 基本施策1 幼稚園・保育所・小学校の連携

No	事業名	事業概要	方向性	令和5年度 事業目標	主担当課
1	保育所・幼稚園と小学校との連携	保育所・幼稚園から小学校における教育へ円滑に移行できるよう、連携を図る体制を構築します。	充実	学校と就学前に情報交換や児童要録等の情報提供を行います。	子ども育成課 教育指導課
2	学校段階等間の接続	低学年における教育全体について、教科間の関連を積極的に図り、就学前教育及び中学年以降の教育との円滑な接続が図られるよう、指導等の工夫や指導計画の作成を行います。	充実	幼保小連携推進委員会を年3回実施 学びに向かう力（社会情動的スキル）の育成を目指した授業研究	教育指導課
3	臨床心理士等の巡回相談	臨床心理士が保育園・幼稚園・学童クラブ等を巡回訪問し、子どもの発達等に関する問題について、保護者、職員から直接相談を受け、個別支援から就学支援に向けた取り組みを行います。	継続	市内保育園・幼稚園に通園している乳幼児に対し、子育て世代包括支援センター系の4名の臨床心理士等が発達の側面から各園原則年2回巡回相談を実施します。  教育支援課が行う、臨床心理士による保育施設15園、幼稚園4園、学童クラブ12か所への巡回相談が、円滑に実施できるよう、連絡・調整等の支援を行います。 また、子ども家庭支援センターでは、相談員が保育所・幼稚園、小中学校等を巡回訪問し、子どもと家庭に関する相談に応じます。  市内保育園・幼稚園の年長児を対象に、教育支援チーム「つむぎ」の4名の心理相談員が発達の側面から特別支援教育を必要とする児童の見取りのため、巡回相談（個別）を実施します。また学童クラブにはこころの支援チーム「つばさ」の3名の心理相談員が巡回相談を実施します。	健康課  子ども政策課 子ども育成課 子ども家庭支援課  教育支援課

### 基本目標3 学齢期から青年期までの継続した育ちの支援

施策の方向(1) 次代を担う子どもたちの生きる力を育む教育環境等の整備

#### 基本施策1 学力の向上、豊かな心や健やかな体の育成

No	事業名	事業概要	方向性	令和5年度 事業目標	主担当課
1	ICT推進委員会の設置	これからの予測が困難な時代において、児童・生徒が情報を主体的に捉え、見いだした情報を活用しながら、他者と協働し、新たな価値の創造ができるよう、ICTを活用した授業を推進します。	新規	ICT教育推進委員会を年2回実施 児童・生徒が協働する学びや、一人一人の能力や適正に応じた個別最適な学びなどにICT機器を効率的に活用します。	教育指導課
2	学校給食事業	更なる食育の推進や学校給食の目的の達成を目指し、安全・安心で、栄養バランスの取れたおいしい学校給食を提供します。	継続	国の学校給食衛生管理基準及び学校給食実施基準を遵守し、調理技術の向上に努めます。また、季節の食材、地場農産物を取り入れ、魅力ある献立作りを進めます。	教育支援課
3	食物アレルギー対応事業	食物アレルギーを持つ児童生徒に対し、安全を第一に考慮した代替食等の対応を実施します。	継続	防災食育センター(学校給食センター)の食物アレルギー対応給食調理棟において、特定のアレルゲン(卵、乳、小麦、えび、かに、そば、落花生)を完全除去した食物アレルギー対応給食を調理、提供します。	教育支援課
4	食育事業	児童生徒に「食」に関する適切な知識や健やかな食生活習慣を身に付けてもらうため、学校給食等において地場産物を積極的に使用します。 また、防災食育センター(学校給食センター)の食育展示見学ホール(給食を調理している様子を2階から見学できるホール)や研修室等を活用して食育を推進します。	継続	年間の学校給食提供回数に対する地場産物の使用割合を56%以上とします。(地場産年間使用回数111回/給食センター年間稼働日数197日÷0.56) また、小中学校等からの施設見学を受け入れ、食育の推進を図ります。	教育支援課
5	健康への理解	小学校に出向き、骨量を増やすことができる年代への骨粗しょう症予防意識づくりを行う「骨貯金教室」を実施し、将来、骨折や寝たきりを防ぐことにつなげていきます。また、夏休みには学童クラブに出向き、「出張健康教室」を実施します。	充実	小学校での「骨貯金教室」3回以上、学童クラブでの「出張健康教室」5回以上の実施を予定します。	健康課
6	ふっさっ子グローバルヴィレッジ	小学5・6年生及び中学生を対象に、異文化理解を深め、グローバル人材としての資質を高める事業を行います。	R4～ 廃止		生涯学習推進課
7	郷土資料室の小学生対象事業	小学生が福生市の自然、歴史、文化について学ぶ機会として、体験学習や自然観察会、小学校との連携事業を行います。	継続	昔遊びや自然観察会、施設見学など、主に小学生を対象にした郷土資料室事業「わくわく土曜日」を月一回開催します。 市内小中学校の求めに応じ、郷土史等の出張授業を行います。	生涯学習推進課
8	心理相談員の配置	教育相談室に臨床心理士である心理相談員を7名配置し、心理的要因等に関する相談及び就学・転学等教育支援に関する相談についての充実を図ります。	継続	教育相談室と学校が十分な連携を図り、児童・生徒及び保護者の相談活動を実施します。また、市内の全幼稚園・保育園への就学児個別巡回訪問、小・中学校、学童クラブへの巡回訪問を定期的に行い、必要に応じて適切なアセスメント及び相談業務を実施します。	教育支援課

No	事業名	事業概要	方向性	令和5年度 事業目標	主担当課
9	心の健康に関わる専門医の配置	精神医療に従事する専門医を配置して小・中学校を巡回し、児童・生徒の精神的健康の増進を図ります。	継続	精神保健医（小児科医）が各学校を年1回巡回訪問し、教職員や保護者に対して児童・生徒の心の健康に係る専門的なアドバイスを行い、児童・生徒の健全育成を図ります。	教育支援課
10	アドバイザースタッフの配置	不登校児童・生徒へのアプローチとして、学生等のアドバイザースタッフを配置し、教育相談補助として活用します。	継続	不登校児童・生徒への対応について、各学校にアドバイザースタッフを適宜派遣し、必要な支援を行うことにより、不登校の改善を図ります。	教育支援課
11	学校適応支援室の活用	学校適応支援室において、不登校児童・生徒の学校復帰を図るとともに自立を支援します。	継続	学校適応支援室に通室する児童・生徒一人ひとりに対して、在籍校と緊密に連絡を取り合いながら、きめ細かい指導を行い、学校復帰を目指します。	教育支援課
12	不登校対策事業	「福生市立学校の不登校総合対策」に基づき、児童・生徒の実態に応じた個別支援を充実させ、不登校の未然防止、早期支援、長期化への対応に取り組みます。	新規	「福生市立学校の不登校総合対策」に基づき、市立小・中学校における不登校児童・生徒やその保護者を支援するとともに、教育センター長の下、個々の児童・生徒の状況に応じて、計画的な支援を実現します。	教育指導課
13	スクールソーシャルワーカーの配置	不登校の状況になった児童・生徒や問題行動等のある児童・生徒に対する支援を総合的・専門的に行うため、スクールソーシャルワーカーを配置します。	継続	2～3ヶ月に1回地域関係機関等との地域連絡会を開催し、情報の共有と有効な支援連携を進めます。また、学校・地域関係機関等に出向き、専門的な視点・知識による啓発を行います。学校・地域関係機関との連携を核に、保護者に対して効果的な働きかけや支援を行い、児童・生徒の生活環境の改善及び安定を図ります。	教育支援課
14	英語教育推進事業	小学校第5学年児童及び中学校第2学年生徒全員を対象として英語教育の体験型プログラムを通じ、「福生市英語教育推進計画」に掲げるグローバル人材としての資質や英語力の向上を図ります。	R4～ 新規	市教育委員会アンケート「TGG（英語教育体験型プログラム実施施設）での体験の中で、英語を使ったコミュニケーションがとれましたか」の質問に対する回答の平均値 参加者平均3.2以上	教育指導課

## 基本施策2 思春期保健事業の推進

No	事業名	事業概要	方向性	令和5年度 事業目標	主担当課
1	児童館での相談機能の充実	子どもたちが抱える悩みを気軽に相談できるよう、日ごろから子どもたちに関わっている職員が相談に応じます。	継続	児童館で実施している子ども会議等で、日ごろ子どもたちが考えていることなどの相談に対応します。	子ども政策課

No	事業名	事業概要	方向性	令和5年度 事業目標	主担当課
2	思春期に関する取り組み	思春期の子どもやその保護者に対して講演会等を行います。  小中学校では、「保健」の授業の中で取り扱います。	継続	思春期の子をもつ保護者、関連機関の方を対象とした思春期と発達課題に関する講演会を1回実施予定  小・中学校では、学習指導要領に基づき「保健」及び「保健体育」の授業において取り扱います。また、全校に配置されたスクールカウンセラーを有効に活用し、子どもたちの様々な悩みに応えられる学校環境を継続して整えていくほか、教育相談室とも連携して、子どもたちや保護者の悩みに寄り添える体制を作ります。	健康課  教育指導課
3	アルコール防止教室	小学校へ出向き、飲酒が体に与える影響を啓発し、飲酒の防止に努めます。	継続	年3回以上実施	健康課
4	喫煙防止教室	小学校へ出向き、喫煙が体に与える影響を啓発し、喫煙の防止に努めます。  中学校では「保健」の授業の中で取り扱います。	継続	年4回以上実施  中学校では、学習指導要領に基づき「保健体育」の授業において取り扱います。	健康課  教育指導課
5	薬物乱用防止啓発運動	ふっさ健康まつりなどにおいて薬物の危険性を周知させ、乱用防止に努めます。  学校における「保健」の授業の中で薬物乱用防止について学習します。	継続	継続実施します。 健康まつりで薬物乱用防止についての啓発活動を実施予定。  中学校では、学習指導要領に基づき「保健体育」の授業において取り扱います。また、全小・中学校で年1回薬物乱用防止教室を実施し、内容の充実に努めていきます。	健康課  教育指導課
6	心の健康に関わる専門医の配置（再掲）	精神医療に従事する専門医を配置して小・中学校を巡回し、児童・生徒の精神的健康の増進を図ります。	継続	精神保健医（小児科医）が各学校を年1回巡回訪問し、教職員や保護者に対して児童・生徒の心の健康に係る専門的なアドバイスを行い、児童・生徒の健全育成を図ります。	教育支援課
7	教育相談室の臨床心理士等による学校の巡回	教育相談室の臨床心理士等が小・中学校を巡回し、教職員への助言や、保護者、本人との相談、必要によって関係機関との連携を図ります。	継続	こころの支援チーム「つばさ」3名の心理相談員及び教育相談員が心理の側面から保護者、児童・生徒の心のケアを行うため、随時小中学校を巡回して相談を実施し、個々に適した支援を行います。	教育支援課
8	アドバイザースタッフの配置（再掲）	不登校児童・生徒へのアプローチとして、学生等のアドバイザースタッフを配置し、教育相談補助として活用します。	継続	不登校児童・生徒への対応について、各学校にアドバイザースタッフを適宜派遣し、必要な支援を行うことにより、不登校の改善を図ります。	教育支援課
9	学校適応支援室の活用（再掲）	学校適応支援室において、不登校児童・生徒の学校復帰を図るとともに自立を支援します。	継続	学校適応支援室に通室する児童・生徒一人ひとりに対して、在籍校と緊密に連絡を取り合いながら、きめ細かい指導を行い、学校復帰を目指します。	教育支援課

No	事業名	事業概要	方向性	令和5年度 事業目標	担当課
10	スクールソーシャルワーカーの配置（再掲）	不登校の状況になった児童・生徒や問題行動等のある児童・生徒に対する支援を総合的・専門的に行うため、スクールソーシャルワーカーを配置します。	継続	2～3ヶ月に1回地域関係機関等との地域連絡会を開催し、情報の共有と有効な支援連携を進めます。また、学校・地域関係機関等に向き、専門的な視点・知識による啓発を行います。学校・地域関係機関との連携を核に、保護者に対して効果的な働きかけや支援を行い、児童・生徒の生活環境の改善及び安定を図ります。	教育支援課

### 基本施策3 地域ぐるみで子どもを育てる学校づくり

No	事業名	事業概要	方向性	令和5年度 事業目標	担当課
1	学校と家庭の連携推進事業	いじめ、不登校、暴力行為など生活指導上の課題に対して、家庭や地域全体で取り組む教育活動及び地域や学校の実態に即した効果的な取り組みを行います。	継続	家庭と子どもの支援員と、当該事業に関する指導・助言を行うスーパーバイザーを全校で活用して、いじめ、不登校、暴力行為など生活指導上の課題に解決に向け、効果的な取組みを展開します。	教育指導課
2	学校支援地域組織事業	各小・中学校に学校支援コーディネーターを配置し、学校の教育的ニーズと地域の力をよりつなぎ合わせることで、子どもの健やかな成長を地域ぐるみで育み、地域全体で学校教育を支援していきます。 また、児童・生徒の豊かな学校生活の実現を目指す「コミュニティ・スクール」を支援していきます。	継続	学校支援地域組織事業の充実を図ります。 教育指導課と連携し、学校(教員)と学校支援コーディネーターとの連携を支援します。併せて、組織的な支援活動に結びつくための支援を行います。 中学3年生を対象としたスタディ・アシスト事業を実施します。	生涯学習推進課

### 基本施策4 地域の教育力の向上

No	事業名	事業概要	方向性	令和5年度 事業目標	担当課
1	保護者（親子）対象子育て支援事業	地域子育て支援拠点で児童の保護者同士に交流の機会を提供し、啓発事業を通じて子育てに必要な知識の向上、悩みごとやストレスの解消等を図ります。	継続	児童館にて子育て応援事業を行い、地域の子育て支援の充実を目指します。	子ども政策課
2	青少年問題協議会事業	青少年の健全育成の施策について審議するとともに、指導・育成等に関する関係機関の連絡調整を図ります。	継続	青少年の健全育成の施策について審議するとともに、指導・育成等に関する関係機関の連絡調整を図ります。 年2回開催	子ども政策課
3	善行少年表彰事業	青少年の健全育成を図るため、その行為が他の模範となると認められるものを表彰します。	継続	各関係機関から推薦された青少年の善行について、青少年の意見発表大会において、表彰します。 令和5年11月実施予定	子ども政策課
4	青少年の意見発表大会	中高生に日頃感じていることを自由に発表する場を提供することにより、市民の中高生の意識や行動に対する意識を深め、青少年健全育成の充実を図ります。	継続	青少年の意見発表大会を実施します。 令和5年11月実施予定	子ども政策課

No	事業名	事業概要	方向性	令和5年度 事業目標	主担当課
5	「家庭の日」図画作文コンクール	「家庭の日」（毎月第3日曜日）に対する関心を高め、家庭の大切さを広く訴えることにより、青少年の健全育成を図ります。	継続	入賞者は青少年の意見発表大会において表彰するとともに、市役所にて入賞作品の展示を行います。 表彰式は、令和5年11月実施予定	子ども政策課
6	ふっさ輝きフェスティバル	青少年の健全育成を図るため、青少年育成地区委員長会を中心に広く異なる年齢層が集い、遊びや体験などができるスポーツ・レクリエーション活動を開催します。	R4～ 廃止		生涯学習推進課
7	軽スポーツ&とん汁会	青少年の健全育成を図るため、青少年育成地区委員長会を中心に広く異なる年齢層が集い、遊びや体験などができるスポーツ・レクリエーション活動を開催します。	R4～ 廃止		生涯学習推進課
8	ふっさ青少育フェスティバル	青少年の健全育成を図るため、青少年育成地区委員長会を中心に広く異なる年齢層が集い、遊びや体験などができるスポーツ・レクリエーション活動を開催します。	R4～ 新規	「ふっさ輝きフェスティバル」及び「軽スポーツ&とん汁会」を一体化し、遊びや体験などができるスポーツ・レクリエーション活動を開催します。	子ども政策課
9	青少年育成地区委員会事業	青少年地区委員会が青少年の健全育成活動を行うため、その活動を支援していきます。	継続	市内30の青少年育成地区委員会が、青少年にとってより良い環境を作るための諸事業を、今後も継続して展開できるよう支援をします。 地区組織活動補助金の交付（30地区）	子ども政策課
10	子ども議会	子どもが地域や学校に対する意見、提案を発言できる機会を提供し、議会や行政の仕組みや役割を学ぶことにより、市政や地域への興味、関心を高めるために実施します。	継続	子ども議会を実施します。 令和5年10月実施予定 子ども議員数 14名（小学生） 講評者 6名（中学生）	生涯学習推進課

## 基本施策5 環境の浄化

No	事業名	事業概要	方向性	令和5年度 事業目標	主担当課
1	不健全図書等の排除推進	青少年育成地区委員長会が中心となり、自動販売機、コンビニエンスストア等の不健全図書の排除を目指します。	継続	青少年育成地区委員長会を中心に、環境浄化運動及び不健全図書チェックパトロールを実施します。 令和5年8月下旬実施予定	子ども政策課
2	夜間一斉パトロール事業	青少年育成地区委員長会が中心となり、警察署の指導を得て、青少年のための夜間一斉パトロールを実施します。	継続	青少年育成地区委員長会を中心に、夜間一斉パトロールを実施します。 令和5年8月下旬実施予定	子ども政策課



施策の方向（２） 子どもの放課後の居場所づくり

基本施策１ 子どもの居場所づくり

No	事業名	事業概要	方向性	令和5年度 事業目標	主担当課
1	ふっさっ子の広場事業	市内全小学校の学校施設を活用し、安全な見守りの下、多くの友達や異学年との関わりの中で、集団ルール等の社会性や自主性、協調性を身に付け、子どもたち一人一人を健やかに育てていきます。また、学童クラブ事業との連携を図ります。	充実	安全な見守りのもと、多くの友だちや異学年との関わりの中で、集団ルール等の社会性や自主性、協調性を身に付け、子どもたち一人ひとりを健やかに育てていくことを目的に、更なる事業の充実を図ります。 新・放課後子ども総合プランに基づく学童クラブ事業との連携を一層図ります。	子ども政策課
2	学童クラブ事業	小学生を対象に市内12クラブで放課後対策として、学童クラブを実施します。軽度の障害児の受入を充実します。また、ふっさっ子の広場事業との連携を図るとともに公共施設の活用について検討します。	充実	積極的な児童の受入れを行います。 新・放課後子ども総合プランに基づくふっさっ子広場との連携を行います。 第2武蔵野台クラブを廃止し、新たに第一小学校内に「臨時スマイルクラブ」を開設します。	子ども政策課
3	学童クラブの延長育成事業	市内全12クラブで実施します。	継続	12学童クラブで延長育成事業を実施します。 定期利用 (午後6時～午後7時) 不定期利用 (午前8時～午前8時30分) (午後6時～午後6時30分) (午後6時30分～午後7時) 春・夏休み定期利用 (午前8時～午前8時30分) 指定管理者自主事業として、午後7時～午後8時の延長育成も実施し、また学校休業日には朝7時30分～8時までの延長育成も行います。	子ども政策課
4	一体型放課後対策事業	「新・放課後子ども総合プラン」に基づき、学童クラブとふっさっ子の広場とが、日常的に交流し、合同事業を行う一体型放課後対策事業を実施します。	新規	第三小学校、第六小学校及び第七小学校において、学童クラブとふっさっ子の広場とが日常的に交流し、合同事業を毎月複数回実施します。	子ども政策課
5	子どもの学習支援事業	生活困窮世帯、被保護世帯の子どもに対して、学習支援やその他の教育支援、生活支援を実施し、貧困の連鎖を防止します。	継続	週1回の学習支援及び居場所の提供を実施することにより、生活困窮世帯、被保護世帯の子どもの学習意欲、基礎学力の向上や、日常生活習慣の改善を図ります。	社会福祉課
6	福生水辺の楽校	子どもたちの居場所でもある「川の志民館」を活動拠点とし、水辺の体験学習や環境学習を通じて、子どもたちが自然と環境の大切さを体感することができる機会の充実を図るとともに、豊かな人間性を育むために「福生水辺の楽校事業」を推進します。	継続	新型コロナウイルスの感染対策を適切に講じた上で、子ども向けの自然体験学習を行う「多摩川で遊ぼう」、「多摩川で遊ぼう」のボランティアスタッフ養成を目的とした「多摩川サポーターズ」について、計14回の実施を目指します。	環境政策課

No	事業名	事業概要	方向性	令和5年度 事業目標	主担当課
7	「子ども食堂」のあり方の検討	子どもたちへの食事や交流の場を提供する「子ども食堂」の在り方や、市内で活動している団体等との連携、支援等について検討します。	R5～ 廃止	検討の結果、令和5年度から「こども食堂支援事業」を開始することとなったため、本項目を廃止します。	子ども育成課
8	こども食堂支援事業	子どもたちへの食事や居場所を提供することも食堂の運営に係る費用の支援を行います。また、市内こども食堂運営事業者との情報共有等を行うための連絡会を開催します。	R5～ 新規	こども食堂運営事業者に対し、開催や新規立ち上げ等に係る費用への補助金を交付します。また、連絡会を年1回以上開催します。	子ども政策課
9	プレイパークの支援	子どもが想像力を活かして遊びを創り出す場や機会を提供するため、プレイパークを実施する活動団体への支援を行うとともに、その在り方や実施方法等について検討します。	充実	市民により構成される「ふっさプレイパークを創る会」と連携し、プレイパークの常設化に向けた検討を行います。また検討過程として、中福生公園にて、奇数月に1日プレイパークを、偶数月にプチプレイパークを、合計年12回開催します。	子ども政策課
10	公園・児童遊園の適正管理	維持管理方針を作成し、公園・児童遊園について適正な維持管理に努めます。	継続	市内公園の特性を整理し、ニーズ調査等を実施しながら、日常的な維持管理方針、施設の機能再編、整備計画を総合的に定めた公園施設維持管理計画を策定します。	環境政策課
11	児童館事業の充実	児童館の事業を充実し、子ども、特に中学生、高校生を対象とした居場所づくりを進めます。	充実	児童館において、中高生対象事業を実施します。	子ども政策課
12	公民館事業の充実	公民館で実施する事業などを通して、子どもの居場所づくりを進めます。	継続	子どもたちを対象とした講座・教室等を実施します。	公民館
13	体育館事業の充実	体育館の事業等を通じて、子どもの居場所づくりを進めます。	継続	熊川地域体育館：キッズフリースタイルHIPHOP・ジュニアフリースタイルHIPHOP・初めてのバスケット・ジュニアバスケット 福生地域体育館：HIPHOP上級・初級・小学生ダンス・キッズダンス・ジャズHIPHOP・幼児体操・走り方教室・小学生バスケット・すこやかキッズ ※新型コロナウイルス感染症ワクチン接種会場は3月末に終了見込み。	スポーツ推進課
14	図書館事業の充実	おはなし会、乳幼児タイム、人形劇などの子ども向けサービスを通して子どもの居場所づくりを図ります。また、図書館専用ホームページを利用した児童・生徒への図書館情報の発信を行います。	継続	福生市立図書館基本計画、第四次福生市子ども読書活動推進計画に基づき、各種事業に取り組みます。図書館ホームページを利用し、各種事業・図書館からのおすすめ本の情報を発信します。おすすめ資料ホームページ「ほんのしょうかい」の更新：年4回	図書館

## 基本目標4 特別な配慮が必要な子ども・若者や家庭への支援

### 施策の方向(1) 児童虐待防止対策の充実

#### 基本施策1 児童虐待防止対策の充実

No	事業名	事業概要	方向性	令和5年度 事業目標	主担当課
1	子育て世代包括支援センター事業(利用者支援事業 母子保健型)(再掲)	妊産婦及び乳幼児の実情把握に努め、母子保健と子育て施策との一体的な支援を通じて、妊産婦、乳幼児及びその保護者の健康の保持増進に関する包括的な支援を行います。	継続	母子健康手帳の交付を行います。支援プランを作成し、家庭の状況に応じて必要な支援がスムーズに届くようにします。臨床心理士等による相談支援のほか、保育施設等へ巡回訪問し発達に関する各種相談に応じます。	健康課
2	乳児家庭全戸訪問事業(再掲)	乳児のいる全ての家庭を訪問することにより、子育てに関する情報の提供、乳児及びその保護者の心身の状況や養育環境の把握、養育についての相談を行います。	継続	訪問率100%に努めます。必要な家庭には、子ども家庭支援センターの相談員も同行訪問を行い、相談や支援を行います。	健康課
3	子ども家庭支援センター事業(再掲)	子どもと家庭に関する総合相談、ショートステイ等のサービス提供の調整、子育てサークル等への支援、見守りサポート事業、児童虐待防止に関する事業など、児童を養育する家庭の総合的な支援を行います。また、子育て中の親子のセンター利用の促進や子育て支援の情報提供の充実に努めます。	継続	先駆型子ども家庭支援センター1箇所 身近な相談機関として、子どもと家庭からの総合的な相談に応じて支援を行います。子育て中の親子のセンター利用の促進、児童虐待防止に向けた各関係機関との連携に努めます。	子ども家庭支援課
4	児童虐待防止のネットワークづくり	要保護児童対策地域協議会を活用して、児童虐待の未然防止、早期発見と早期対応の取組みを目指し、関係機関との連携による児童虐待防止のネットワークづくりを進めます。	継続	要保護児童対策地域協議会代表者会議2回、実務担当者会議4回、ケース会議を随時開催し関係機関の連携を図ります。また市民対象の講演会を開催し児童虐待防止の推進を図ります。また、福生市児童虐待防止マニュアルを活用し、ネットワークの強化に努めます。	子ども家庭支援課
5	児童虐待防止マニュアル等の活用	児童虐待への対応マニュアルを活用し、またポスター等を配布・掲示することで虐待防止に努めます。また、市民向けの虐待等防止のためのリーフレットを用いて児童虐待の未然防止、早期発見に努めます。	継続	福生市児童虐待防止マニュアルを活用し、虐待の未然防止、早期発見に努めます。	子ども家庭支援課
6	育児支援家庭訪問事業	児童の養育を行うために支援が必要でありながら、何らかの理由により子育てに係るサービスが利用できない家庭に対し、職員が訪問し、養育に関する専門的な相談指導・助言を行います。また、家事等の援助については、ヘルパーを派遣し、見守りが必要な妊婦や家庭に対する支援の充実に努めていきます。	継続	支援の必要な家庭に育児支援家庭訪問事業を実施します。	子ども家庭支援課
7	未就園児等全戸訪問事業	乳幼児健診未受診者、未就園、不就学等で、福祉サービス等を利用していないなど、関係機関が状況確認をできない児童をリストアップし、当該児童を対象に家庭訪問を実施し、養育環境の把握及び目視による児童の状況確認を行います。	R3～ 新規	年2回(6月期、12月期)対象者を抽出。家庭訪問等により、児童の安全確認を行い、必要なサービスがあれば支援を行います。	子ども家庭支援課

施策の方向（２） 困難を有する子ども・若者や子育て家庭への支援の充実

基本施策１ 障害児施策の充実

No	事業名	事業概要	方向性	令和5年度 事業目標	主担当課
1	障害児相談支援	障害児通所支援の利用に際して、障害児支援利用計画の作成やモニタリングを行い、市やサービス事業者との連絡調整等を行います。	新規	障害児通所給付の利用支援や相談支援等を行います。	障害福祉課
2	児童発達支援	日常生活における基本的な動作の指導、知識技術の付与、集団生活への適応訓練を行います。	継続	必要な人が児童発達支援を利用できるように支援を行います。	障害福祉課
3	放課後等デイサービス	学校に通学している障害児に対して、放課後、休日、夏休み等の長期休暇中に生活力向上のために必要な訓練、社会性を養う支援を行います。	継続	必要な人が放課後等デイサービスを利用できるように支援を行います。	障害福祉課
4	保育所等訪問支援	保育所等を利用中の障害児に対して、利用する保育所等を訪問し、集団生活への適応のための専門的な支援を行います。	継続	必要な人が保育所等訪問支援を利用できるように支援を行います。	障害福祉課
5	短期入所サービス	障害者（児）が保護者又は家族の疾病等の事由により、家庭における介護を受けることが困難になった場合に施設等に短期入所することができます。	継続	在宅介護を受けることが困難な人が短期入所を利用できるよう支援を行います。	障害福祉課
6	補装具費の支給	身体機能を補完し、又は代替し、かつ、長期間にわたり継続して使用される義肢、装具、車椅子等を給付又は貸与し、日常生活を支援します。	継続	日常生活を支援するため、必要な人に補装具費の給付を行います。	障害福祉課
7	日常生活用具給付事業	在宅の障害者（児）に特殊寝台等の日常生活用具を給付又は貸与し、日常生活を支援します。また、視覚障害者に点字図書、点字図書、大活字図書を給付することにより、情報入手を容易にします。	継続	日常生活を支援するため、必要な人に日常生活用具の給付を行います。	障害福祉課
8	住宅設備改善費給付事業	重度身体障害者（児）に対して、住宅の設備改善に要する経費を給付し、自立した在宅生活を送れるよう支援します。	継続	自立した在宅生活を支援するため、必要な人に住宅設備改善給付を行います。	障害福祉課
9	日中一時支援事業	介護者が緊急、その他やむを得ない理由により介護ができないとき、日中における活動の場の確保及び一時的な介護の支援を行います。	継続	必要な人に日中における活動の場の確保及び一時的な介護の支援を行います。	障害福祉課

No	事業名	事業概要	方向性	令和5年度 事業目標	主担当課
10	重度身体障害者（児）訪問入浴サービス事業	自宅の浴室等で入浴することが困難な在宅の重度身体障害者（児）の身体の清潔の保持と心身機能の維持等を図るため、自宅等に入浴車を派遣し、訪問入浴サービスを提供します。	継続	必要な人に訪問入浴サービスを提供します。	障害福祉課
11	身体障害児入浴サービス事業	自宅の浴室等で入浴困難な在宅の重度身体障害児に福祉センターの特殊浴槽を活用した入浴サービスを提供し、身体の清潔を保つとともに、家族の介護等の軽減を図ります。	継続	必要な人に福祉センターの特殊浴槽を活用した入浴サービスを提供します。	障害福祉課
12	中等度難聴児補聴器購入費助成事業	両耳の聴力レベルが30dB以上であり、身体障害者手帳交付の対象となる聴力ではないが、補聴器の装用により、言語の習得等一定の効果が期待できる児童に対し、購入費の一部を助成します。	継続	補聴器の装用により、言語の習得等一定の効果が期待できる児童に対し、購入費の一部を助成します。	障害福祉課
13	おむつ等助成事業	常時臥床の状態又はこれに準ずる状態の障害者（児）におむつ等を助成します。	継続	必要な人におむつを支給し、経済的負担の軽減を図ります。	障害福祉課
14	タクシー費用及び自動車ガソリン費用助成事業	障害者（児）が日常生活の利便および拡大を図るため利用するタクシー又は自動車について、それらに係る費用の一部を助成します。	継続	必要な人にタクシー券又は自動車ガソリン券を支給し、日常生活の利便および拡大を図ります。	障害福祉課
15	小児精神病医療費助成	精神科の入院治療を必要とする18歳未満の者に対し入院医療費を助成します。	継続	精神科病床における入院医療費についての自己負担額を一部助成します。	障害福祉課
16	小児慢性特定疾病医療費支給	小児慢性特定疾病に罹患している18歳未満の者に対し医療費の一部を支給します。	継続	小児慢性特定疾病医療費の自己負担額を一部助成します。	障害福祉課
17	テレビ電話手話通訳サービス	聴覚障害がある方に対し、タブレット端末を利用した同時通訳が可能なテレビ電話手話通訳サービスを行います。	新規	聴覚障害者と円滑な意思疎通を図れるようにします。	障害福祉課
18	医療的ケア児支援	医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場を設置し、支援方法について協議を行い、医療的ケア児の支援を行っていきます。	R5～ 新規	関係機関が課題や情報の共有、支援方法について協議を行い、医療的ケア児が適切な支援を受けられるようにします。	障害福祉課
19	障害児相談事業	障害児に関する知識と経験を持つ専門職員を地域子育て支援事業を実施する施設等に配置し、障害児が社会で自立できるよう継続的な相談や支援をします。	継続	障害児に関する知識と経験を持つ専門職員が必要なことから、障害福祉課や子ども家庭支援センター等が実施する他の相談事業と連携することによる相談体制の充実を検討していきます。	子ども政策課

No	事業名	事業概要	方向性	令和5年度 事業目標	主担当課
20	臨床心理士等の巡回相談（再掲）	臨床心理士が保育園・幼稚園・学童クラブ等を巡回訪問し、子どもの発達等に関する問題について、保護者、職員から直接相談を受け、個別支援から就学支援に向けた取り組みを行います。	継続	市内保育園・幼稚園に通園している乳幼児に対し、子育て世代包括支援センター系の4名の臨床心理士等が発達の側面から各園原則年2回巡回相談を実施します。  教育支援課が行う、臨床心理士による保育施設15園、幼稚園4園、学童クラブ12か所への巡回相談が、円滑に実施できるよう、連絡・調整等の支援を行います。 また、子ども家庭支援センターでは、相談員が保育所・幼稚園、小中学校等を巡回訪問し、子どもと家庭に関する相談に応じます。  市内保育園・幼稚園の年長児を対象に、教育支援チーム「つむぎ」の4名の心理相談員が発達の側面から特別支援教育を必要とする児童の見取りのため、巡回相談（個別）を実施します。また学童クラブにはこころの支援チーム「つばさ」の3名の心理相談員が巡回相談を実施します。	健康課  子ども政策課 子ども育成課 子ども家庭支援課  教育支援課
21	特別支援教育の充実	特別な教育的支援を必要とする児童・生徒に対し、小・中学校における特別支援教育の一層の充実を図ります。	継続	「東京都特別支援教育推進計画（第二期）・第二次実施計画」及び「福生市特別支援教育推進計画第三次実施計画」に基づき、児童・生徒に対して、更にきめ細かく個別の教育的支援を行います。	教育支援課
22	教育・保育施設での障害児の受入れ	幼稚園、認定こども園、保育所では、集団生活が可能な障害児を受け入れ、健常児とともに幼児教育、集団保育を実施することにより、健全な社会性の成長発達を促進します。また、障害児を抱える保護者の就労を支援します。	継続	市内保育施設15箇所、市内幼稚園4箇所を受入れを行い、集団保育を実施します。	子ども育成課
23	学童クラブの障害児受入れ	全ての学童クラブにおいて、集団生活が可能で、かつ通所することができる障害児を受入れます。	継続	市内学童クラブ12箇所において、積極的な障害児の受入れを行います。	子ども政策課
24	児童館における障害児対象事業	障害児に集団で遊ぶ機会を与え、その遊びを通して社会性の基礎を養うとともに、孤立しがちな保護者同士の交流を図り、親子が共に成長できる機会を提供します。また、兄弟姉妹への支援も行います。	継続	児童館3館で実施します。 障害児放課後デイサービス「歩っ歩」の利用児童・生徒と児童館利用の児童生徒との交流事業を実施し、集団で遊ぶ機会を提供します。 3館合同で出張児童館事業を実施します。	子ども政策課
25	講演会（発達障害）	発達障害に関する特性や行動を理解し、対応する方法を学ぶ講演会を開催し、発達障害への理解を進めます。	継続	発達障害のみに特化せず、思春期を含めた母子講演会を年1回実施予定	健康課
26	医療的ケア児支援事業（保育園）	医療的ケアを必要とする児童に対し、必要な支援を実施し、十分な保育を受けられる環境を整備します。	継続	医療的ケアが必要な児童に対し適切な支援を実施するため、入所する保育園へ補助金を交付し看護師の配置などを支援します。	子ども育成課
27	医療的ケア児支援事業（学童クラブ）	医療的ケアを必要とする児童に対し、必要な支援を実施し、十分な育成を受けられる環境を整備します。	継続	医療的ケアが必要な児童に対し、適切な支援を実施するため学童クラブに看護師を派遣します。	子ども政策課

## 基本施策2 外国人家庭に対する対応

No	事業名	事業概要	方向性	令和5年度 事業目標	主担当課
1	多言語によるパンフレットの作成	外国人家庭に対して、市が発行する各種パンフレットの外国語版（英語・中国語・韓国語・スペイン語・ポルトガル語等）を作成します。	継続	市が発行する各種パンフレットの外国語版（英語・中国語・韓国語・スペイン語・ポルトガル語等）を作成することで、外国人家庭に対する支援を行います。	全課
2	テレビ電話多言語通訳サービス	日本語を話すことができない外国の方に対して、タブレット端末を利用した同時通訳が可能なテレビ電話多言語通訳サービスを行います。	継続	日本語を話すことができない外国の方と、テレビ電話多言語通訳サービス等を活用し、通訳者を介して対話し、職員との円滑な意思疎通を図ります。	全課
3	外国籍保護者のための日本語通訳事業	日本語能力の不十分な外国籍保護者に対して、通訳者を配置し、母国語で相談・支援を実施します。	継続	英語・タイ語・スペイン語・中国語・ネパール語・タガログ語・フランス語の通訳者を派遣し、母国語による相談支援を行います。	健康課 子ども家庭支援課 教育支援課
4	日本語適応指導事業	日本語指導が必要な児童・生徒に対して、日本語適応支援員を配置する等して、ニーズに応じた支援を行います。	継続	日本語能力が不十分な児童・生徒の日本語学習及び通常教科の学習指導等の充実を図るとともに、通訳等を必要とする保護者を支援するために日本語適応支援員を配置します。	教育指導課
5	市ホームページのやさしい日本語翻訳	市ホームページのヘッダーにやさしい日本語翻訳ボタンを設置し、閲覧者が記事の翻訳を行えるようにします。	R4～ 新規	市ホームページをやさしい日本語に自動翻訳します。	秘書広報課
6	広報ふっさの多言語対応	専用WEBサイト「広報プラス」において、約100か国語の自動翻訳を行えるようにします。	R5～ 新規	令和4年度に試行実施していた、専用WEBサイトによる広報ふっさの多言語翻訳システムを本格実施します。	秘書広報課

## 基本施策3 特に配慮が必要な子ども・若者への支援

No	事業名	事業概要	方向性	令和5年度 事業目標	主担当課
1	児童育成手当 (育成手当)	18歳に到達した年度末までの子どもを養育しているひとり親家庭の父又は母（父又は母に一定の心身障害がある場合を含む）又は養育者に支給します。（所得制限あり）	継続	受給対象児童数 941人、支給額 152,442,000円	子ども育成課
2	児童育成手当 (障害手当)	20歳未満の、心身に一定の障害のある子どもを養育している方に支給します。（所得制限あり）	継続	受給対象児童数 51人、支給額 9,486,000円	子ども育成課

No	事業名	事業概要	方向性	令和5年度 事業目標	主担当課
3	児童扶養手当	18歳に到達した年度末までの子ども（一定の心身障害を有する場合は20歳未満）を養育しているひとり親家庭の父又は母（父又は母に一定の心身障害がある場合も含む）又は養育者に支給します。（所得制限あり）	継続	受給対象者数 496人、支給額 241,901,000円	子ども育成課
4	ひとり親家庭等医療費助成制度	18歳に到達した年度末までの子ども（一定の障害を有する場合は20歳未満）を養育しているひとり親家庭等（父又は母に一定の心身障害がある場合も含む）に対し、医療費の全部または一部を助成します。（所得制限あり）	継続	対象世帯数 516世帯、医療費助成額 28,519,000円	子ども育成課
5	ひとり親家庭相談	ひとり親家庭を対象に経済上の問題、児童の養育・就学問題、就職の問題、その他生活上の悩みごとなどの相談に応じます。	継続	各関係機関と連携し、相談と支援を実施します。	子ども家庭支援課
6	母子及び父子福祉資金貸付事業	20歳未満の児童を扶養しているひとり親家庭の母又は父に、事業開始、就学支度、修学、転宅等に必要な資金の貸付けをします。	継続	必要とする資金の貸付を行います。	子ども家庭支援課
7	母子家庭等高等職業訓練促進給付金	母子家庭の母又は父子家庭の父が就業を容易にするために必要な資格を取得することを目的に、1年以上の養成機関で修業をする場合、一定期間の訓練促進費を支給して経済的支援を行います。	継続	予算額 11,366,000円 ・令和4年度からの継続者 5名 ・令和5年度新規見込者 3名	子ども家庭支援課
8	母子家庭等自立支援教育訓練給付金	母子家庭の母又は父子家庭の父の主体的な能力開発の取組みを支援するために、就業を目的とした教育訓練に関する講座を受講し、修了した場合受講料の一部を支給します。	継続	対象者1名、予算額 200,000円	子ども家庭支援課
9	ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援給付金	ひとり親家庭の自立や生活の安定を図るため、ひとり親の親等の学び直しを支援し、よりよい条件で就職や転職できるよう高等学校卒業程度認定試験合格のための対策講座受講費用の一部を支給します。	継続	対象者1名、予算額 82,000円	子ども家庭支援課
10	通学援助費支給事業	固定学級、通級指導学級、日本語学級、学校適応支援室入級者に対し通学援助費を支給します。	継続	対象者24人、支給額540,000円 特別支援教育等の推進を図るとともに保護者の経済的負担を軽減します。	教育支援課
11	修学旅行等補助金交付事業	小・中学校の移動教室及び修学旅行等の費用の一部を補助します。	継続	対象者1,492人、支給額12,873,000円 保護者の経済的負担を軽減します。	教育支援課
12	不登校対策事業（再掲）	「福生市立学校の不登校総合対策」に基づき、児童・生徒の実態に応じた個別支援を充実させ、不登校の未然防止、早期支援、長期化への対応に取組みます。	新規	「福生市立学校の不登校総合対策」に基づき、市立小・中学校における不登校児童・生徒やその保護者を支援するとともに、教育センター長の下、個々の児童・生徒の状況に応じて、計画的な支援を実現します。	教育指導課



No	事業名	事業概要	方向性	令和5年度 事業目標	主担当課
13	ひきこもり支援	ひきこもり相談窓口を設置し、状況に応じた相談支援を実施します。	継続	各関係機関と連携し、相談と支援を実施します。	社会福祉課
14	若者の就労支援	働くことに悩みを抱えている若者を対象に、関係機関と連携して、就労に向けた支援を行います。	新規	庁内各課やハローワーク等関係機関と連携しながら、生活困窮者自立支援制度や被保護者等就労支援事業等を活用し、自立を目指した支援を行います。	社会福祉課
15	自殺対策	令和元年度に策定した福生市自殺対策計画に基づき、自殺総合対策の基本理念である「誰もが自殺に追い込まれることがない社会の実現」を目指します。	新規	福生市自殺対策計画に基づきゲートキーパー研修を実施するほか、東京都とタイアップしての街頭啓発を実施します。	健康課
16	子どもの貧困対策				
	(1) 「子ども食堂」のあり方の検討(再掲)	子どもたちへの食事や交流の場を提供する「子ども食堂」の在り方や、市内で活動している団体等との連携、支援等について検討します。	R5～ 廃止	検討の結果、令和5年度から「こども食堂支援事業」を開始することとなったため、本項目を廃止する。	子ども育成課
	(2) こども食堂支援事業(再掲)	子どもたちへの食事や居場所を提供するこども食堂の運営に係る費用の支援を行います。また、市内こども食堂運営事業者との情報共有等を行うための連絡会を開催します。	R5～ 新規	こども食堂運営事業者に対し、開催や新規立ち上げ等に係る費用への補助金を交付します。連絡会を年1回以上開催します。	子ども政策課
	(3) 子どもの学習支援事業(再掲)	生活困窮世帯、被保護世帯の子どもに対して、学習支援やその他の教育支援、生活支援を実施し、貧困の連鎖を防止します。	継続	週1回の学習支援及び居場所の提供を実施することにより、生活困窮世帯、被保護世帯の子どもの学習意欲、基礎学力の向上や、日常生活習慣の改善を図ります。	社会福祉課
	(4) 受験生チャレンジ支援貸付	学習塾や高校、大学等の受験費用の捻出が困難な、一定所得以下の世帯に必要な資金の貸付を行い、子どもたちの進学を支援します。	継続	学習塾、各種受験対策講座、通信講座及び補習教室の受講費用並びに高校、大学等の受験費用の捻出が困難な一定所得以下の世帯に対して、必要な資金の貸付を行うことにより、子どもたちを支援します。 目標：貸付決定件数101件	社会福祉課
	(5) 入学資金融資制度	大学、高等学校、専修学校等に入学しようとする方の保護者に対し、入学時に必要な資金について特定金融機関に融資をあっ旋します。	継続	入学時に必要な資金を一時に納入することが困難な保護者に対して、金融機関に融資をあっ旋することで、経済負担を軽減し、教育の機会均等を図ります。	教育総務課
(6) 就学援助費・特別支援教育就学奨励費支給事業	小・中学校、児童・生徒の学用品等扶助として、学用品・給食費・修学旅行等の費用を扶助します。	継続	支給額68,014,000円 要保護準要保護世帯の経済的負担を軽減します。	教育支援課	

## 基本目標5 子育て世帯への経済的支援とワーク・ライフ・バランスの推進

### 施策の方向(1) 子育て世帯への経済的支援

#### 基本施策1 経済的負担の軽減

No	事業名	事業概要	方向性	令和5年度 事業目標	主担当課
1	特定不妊治療費助成金(再掲)	特定不妊治療の経済的な負担軽減を図るため、東京都が実施している特定不妊治療費助成制度の対象者に治療費の一部を助成します。	継続	特定不妊治療費助成金32人 ※R4.4月～保険診療となったため経過措置者見込数を計上	健康課
2	子育て支援カード発行事業(再掲)	市と市内の事業者(協賛店)が連携し、協賛店利用時にカードを提示することで、特典が受けられる事業で、妊婦又は中学生以下の子どもがいる世帯の支援並びに地域活性化を図ります。	継続	カードの電子化や専用Webサイトの構築等の事業のリニューアルを行います。	子ども政策課
3	未熟児養育医療給付事業(再掲)	未熟児で出生し、入院養育が必要と認められた方に対し、指定医療機関において医療の給付を行います。	継続	申請件数 22件	健康課
4	児童手当	中学校修了前(15歳に到達した年度末まで)の子どもを養育している方に支給します。	継続	受給対象児童数 5,193人、支給額 673,380,000円	子ども育成課
5	児童育成手当(育成手当)(再掲)	18歳に到達した年度末までの子どもを養育しているひとり親家庭の父又は母(父又は母に一定の心身障害がある場合を含む)又は養育者に支給します。(所得制限あり)	継続	受給対象児童数 941人、支給額 152,442,000円	子ども育成課
6	児童育成手当(障害手当)(再掲)	20歳未満の、心身に一定の障害のある子どもを養育している方に支給します。(所得制限あり)	継続	受給対象児童数 51人、支給額 9,486,000円	子ども育成課
7	児童扶養手当(再掲)	18歳に到達した年度末までの子ども(一定の心身障害を有する場合は20歳未満)を養育しているひとり親家庭の父又は母(父又は母に一定の心身障害がある場合も含む)又は養育者に支給します。(所得制限あり)	継続	受給対象者数 496人、支給額 241,901,000円	子ども育成課
8	特別児童扶養手当	20歳未満で、心身の障害や疾病により、日常生活に著しい制限を受ける子どもを養育している父母又は養育者に支給します。(所得制限あり)	継続	継続して、市において、適切な申請受付を行い、東京都に送付します。	子ども育成課

No	事業名	事業概要	方向性	令和5年度 事業目標	主担当課
9	乳幼児医療費助成制度（再掲）	義務教育就学前（6歳に到達した年度末まで）の子どもを養育している方に、健康保険診療の自己負担額を助成します。（所得制限なし）	継続	対象児童数 1,995人、 医療費助成額 63,892,000円	子ども育成課
10	義務教育就学児医療費助成制度	小学1年生から中学3年生（6歳に到達した年度始めから15歳に到達した年度末）までの子どもを養育している方に、健康保険診療の自己負担額を助成します。ただし、通院の場合、保険診療の自己負担額のうち1回200円(上限額)は本人の負担となります。（所得制限なし）	継続	対象児童数 3,220人、 医療費助成額 76,828,000円	子ども育成課
11	高校生等医療費助成制度	高校1年生から3年生相当（15歳に到達した年度始めから18歳に到達した年度末）までの子どもを養育している方に、健康保険診療の自己負担額を助成します。ただし、通院の場合、保険診療の自己負担額のうち1回200円(上限額)は本人の負担となります。（所得制限なし）	R5～ 新規	対象者数 1,215人、 医療費助成額 23,843,000円	子ども育成課
12	幼児教育・保育の無償化	幼稚園、保育所等における、3～5歳児クラスの保育料を無償化します（0～2歳児クラスは非課税世帯のみ無償化。）。また、幼稚園の預かり保育や認可外保育施設の利用も無償化の対象になります（上限あり）。さらに、障害児の発達支援については、幼稚園、保育所等の保育料と併せて無償となります。	新規	幼稚園、保育所等における、3～5歳児クラスの保育料を無償化します（0～2歳児クラスは非課税世帯のみ無償化。）。また、幼稚園の預かり保育や認可外保育施設の利用も無償化の対象になります（上限あり）。さらに、障害児の発達支援については、幼稚園、保育所等の保育料と併せて無償となります。	子ども育成課
13	育成医療費助成制度	18歳未満の児童で、一定の機能障害があり手術等により障害の改善が見込まれる方に対し、健康保険診療の自己負担分を助成します。ただし、1割分は本人負担となります。（所得に応じた自己負担上限額、及び所得制限あり）	継続	入院対象者4名、通院対象者8名 医療費助成額 456,000円	子ども育成課
14	私立幼稚園等園児保護者負担軽減補助金	私立幼稚園に通園する園児の保護者負担軽減事業で、所得に応じて補助金を交付します。	継続	対象延べ人数4,200人に対し補助金を交付し保護者の経済的負担を軽減します。	子ども育成課
15	認証保育所利用者補助	認証保育所を利用されている方に、認可保育園の保育料と公平にするため、その差額を運営費の委託料に含み補助します。	継続	延べ185人に対して補助を行い保護者間の公平性を図ります。	子ども育成課
16	就学援助費・特別支援教育就学奨励費支給事業（再掲）	小・中学校、児童・生徒の学用品等扶助として、学用品・給食費・修学旅行等の費用を扶助します。	継続	支給額68,014,000円 要保護準要保護世帯の経済的負担を軽減します。	教育支援課
17	通学援助費支給事業（再掲）	固定学級、通級指導学級、日本語学級、学校適応支援室入級者に対し通学援助費を支給します。	継続	対象者24人、支給額540,000円 特別支援教育等の推進を図るとともに保護者の経済的負担を軽減します。	教育支援課

No	事業名	事業概要	方向性	令和5年度 事業目標	主担当課
18	修学旅行等補助金交付事業（再掲）	小・中学校の移動教室及び修学旅行等の費用の一部を補助します。	継続	対象者1,492人、支給額12,873,000円 保護者の経済的負担を軽減します。	教育支援課
19	子どもの学習支援事業（再掲）	生活困窮世帯、被保護世帯の子どもに対して、学習支援やその他の教育支援、生活支援を実施し、貧困の連鎖を防止します。	継続	週1回の学習支援及び居場所の提供を実施することにより、生活困窮世帯、被保護世帯の子どもの学習意欲、基礎学力の向上や、日常生活習慣の改善を図ります。	社会福祉課
20	受験生チャレンジ支援貸付（再掲）	学習塾や高校、大学等の受験費用の捻出が困難な、一定所得以下の世帯に必要な資金の貸付を行い、子どもたちの進学を支援します。	継続	学習塾、各種受験対策講座、通信講座及び補習教室の受講費用並びに高校、大学等の受験費用の捻出が困難な一定所得以下の世帯に対して、必要な資金の貸付を行うことにより、子どもたちを支援します。 目標：貸付決定件数101件	社会福祉課

## 施策の方向（2） ひとり親家庭の自立支援の推進

### 基本施策1 ひとり親家庭等の自立支援の推進

No	事業名	事業概要	方向性	令和5年度 事業目標	主担当課
1	児童育成手当（育成手当）（再掲）	18歳に到達した年度末までの子どもを養育しているひとり親家庭の父又は母（父又は母に一定の心身障害がある場合を含む）又は養育者に支給します。（所得制限あり）	継続	受給対象児童数 941人、支給額 152,442,000円	子ども育成課
2	児童育成手当（障害手当）（再掲）	20歳未満の、心身に一定の障害のある子どもを養育している方に支給します。（所得制限あり）	継続	受給対象児童数 51人、支給額 9,486,000円	子ども育成課
3	児童扶養手当（再掲）	18歳に到達した年度末までの子ども（一定の心身障害を有する場合は20歳未満）を養育しているひとり親家庭の父又は母（父又は母に一定の心身障害がある場合も含む）又は養育者に支給します。（所得制限あり）	継続	受給対象者数 496人、支給額 241,901,000円	子ども育成課
4	ひとり親家庭等医療費助成制度（再掲）	18歳に到達した年度末までの子ども（一定の障害を有する場合は20歳未満）を養育しているひとり親家庭等（父又は母に一定の心身障害がある場合も含む）に対し、医療費の全部または一部を助成します。（所得制限あり）	継続	対象世帯数 516世帯、医療費助成額 28,519,000円	子ども育成課
5	ひとり親家庭ホームヘルプサービス事業	ひとり親家庭であって、家事又は育児等の日常生活に支障をきたしている家庭にホームヘルパーを派遣します。	継続	必要な人に適切な支援を実施します。 委託料 2,586,000円	子ども育成課

No	事業名	事業概要	方向性	令和5年度 事業目標	主担当課
6	ひとり親家庭相談（再掲）	ひとり親家庭を対象に経済上の問題、児童の養育・就学問題、就職の問題、その他生活上の悩みごとなどの相談に応じます。	継続	各関係機関と連携し、相談と支援を実施します。	子ども家庭支援課
7	母子及び父子福祉資金貸付事業（再掲）	20歳未満の児童を扶養しているひとり親家庭の母又は父に、事業開始、就学支度、修学、転宅等に必要な資金の貸付けをします。	継続	必要とする資金の貸付を行います。	子ども家庭支援課
8	母子家庭等高等職業訓練促進給付金（再掲）	母子家庭の母又は父子家庭の父が就業を容易にするために必要な資格を取得することを目的に、1年以上の養成機関で修業をする場合、一定期間の訓練促進費を支給して経済的支援を行います。	継続	予算額 11,366,000円 ・令和4年度からの継続者 5名 ・令和5年度新規見込者 3名	子ども家庭支援課
9	母子家庭等自立支援教育訓練給付金（再掲）	母子家庭の母又は父子家庭の父の主体的な能力開発の取組みを支援するために、就業を目的とした教育訓練に関する講座を受講し、修了した場合受講料の一部を支給します。	継続	対象者1名、予算額 200,000円	子ども家庭支援課
10	ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援給付金（再掲）	ひとり親家庭の自立や生活の安定を図るため、ひとり親の親等の学び直しを支援し、よりよい条件で就職や転職できるよう高等学校卒業程度認定試験合格のための対策講座受講費用の一部を支給します。	継続	対象者1名、予算額 82,000円	子ども家庭支援課
11	母子・父子自立支援プログラム策定事業	ひとり親家庭等の福祉の増進を目的に、自立及び就労を支援するためのプログラムを策定し、ひとり親家庭等の支援を行います。	継続	策定数 5プログラム	子ども家庭支援課

### 施策の方向（3） 子育てと仕事を両立できるまちづくり

#### 基本施策1 広報・啓発活動の推進

No	事業名	事業概要	方向性	令和5年度 事業目標	主担当課
1	仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の情報提供と啓発活動の充実	ワーク・ライフ・バランスについての情報を収集し、企業や市民に情報を提供し、啓発を行います。	継続	ワーク・ライフ・バランスの情報を市役所や輝き市民サポートセンターで提供します。	協働推進課
2	子育て支援、男女共同参画促進のための学習講座の実施	子育て支援、男女共同参画促進のための学習講座、子育てや女性の悩みなど、現状における問題解決に向けた講座内容の充実を図ります。	充実	保育室併設講座、託児保育付講座、男女共同参画促進のための講座等を実施します。	公民館

## 基本施策2 男性の子育て参加の推進

No	事業名	事業概要	方向性	令和5年度 事業目標	主担当課
1	パパママクラス（再掲）	妊婦及び配偶者等を対象に相談指導を実施し、母子保健に関する正しい知識の啓発と普及を図ります。	継続	1コース4日間×6コース実施 参加者360人	健康課
2	父親参加型事業の実施	父親の子育て参加の推進を目的にし、児童館等で父親参加型の事業を実施します。	継続	児童館において「幼児の楽しい運動会」等父親参加型事業を実施します。	子ども政策課

## 基本施策3 産休・育休復帰を円滑に利用できる環境の整備

No	事業名	事業概要	方向性	令和5年度 事業目標	主担当課
1	低年齢児保育の充実（再掲）	保育所において1歳未満の児童に対して保育を実施します。	継続	市内認可保育所14箇所、小規模保育事業1箇所で開催します。また、待機児童解消対策として、一定期間継続的に児童を預かる定期利用保育を認可保育所1箇所で開催します。幼稚園における2歳児の定期利用保育事業を実施します。ベビーシッター利用支援事業を実施します。	子ども育成課
2	低年齢児保育の拡大	産休・育休明けの0歳児から2歳児までの保育需要に対応するため、小規模保育事業を開設することにより、定員増を目指します。	継続	認可保育園の建替え時に低年齢児保育の定員拡大を図ります。令和5年度は東福保育園の建替えに伴い、令和6年度受入れに向けて低年齢児保育の拡大を行います。	子ども育成課

## 基本目標6 安心して子育てができる生活環境の整備

### 施策の方向（1）子どもの安全の確保

#### 基本施策1 子どもの交通安全を確保するための活動の推進

No	事業名	事業概要	方向性	令和5年度 事業目標	主担当課
1	交通安全教育の推進	地域や団体、事業所等における交通安全思想の普及・徹底を図り、学校・保育所等での交通安全教育を推進します。また、中学校において、スタントマンが事故現場を再現する交通安全教室を実施します。	継続	交通安全講習会を実施します（年2回）。秋の交通安全運動期間に町会・自治会によりテントを設営（町会・自治会 29テント）します。福生第一中学校で交通安全教室を実施します。	道路下水道課
2	交通安全指導の充実	東京都教育委員会「安全教育プログラム」を活用し、各学校における交通安全指導の充実を図り、交通安全に関わる実践的態度の改善を図ります。	継続	本市全小・中学校において、東京都教育委員会の「安全教育プログラム」に基づき、月1回の安全指導日等の機会を捉えて、交通安全に関する知識や行動の仕方等について、年間を通して指導します。また、小学校において、福生警察署の協力による交通安全教室を年1回開催し、交通安全指導の充実を図ります。	教育指導課

No	事業名	事業概要	方向性	令和5年度 事業目標	主担当課
3	通学路の見守り体制の推進	児童等の登下校中の安全確保のため、通学路における見守りを、ボランティアの取組とともにシルバー人材センターに委託して実施します。また、見守り活動を補完するため、防犯カメラを活用します。	継続	通学路見守り員や防犯カメラによる見守りを実施し、児童等の安全確保を図ります。	教育総務課
4	通学路点検の実施	学校、保護者及び警察と関係する部署により、通学路の安全点検を行い、危険箇所の改善に努めます。	継続	通学路の安全点検を行い、危険箇所の改善に努めます。	道路下水道課 教育総務課

## 基本施策2 子どもを災害や犯罪の被害から守るための活動の推進

No	事業名	事業概要	方向性	令和5年度 事業目標	主担当課
1	子どもたちへの災害対応	市内の小・中学校、保育園等において、災害時には児童・生徒・園児等の安全を確保し、保護及び引き渡しを適切に行います。また、被災後は、安否確認や施設の確保を行い、速やかに教育活動及び保育活動の再開を図ります	継続	市内の学童クラブ及び保育園等において、災害時に備えて避難訓練等を実施し、児童・園児等の安全の確保及び引き渡しを適切に行います。 ふっさっ子の広場へ参加した児童全員の安全を確保し、学校と連携しながら確実に保護者への引き渡しを行います。 市内の小・中学校において、災害時には各校の「危機管理マニュアル」に基づき、適切な避難行動が取れるよう、避難訓練や「防災ノート～災害と安全～」 「東京マイ・タイムライン」等を活用した指導の充実を図ります。	子ども政策課 子ども育成課 教育指導課
2	震災対策啓発の推進	市内小学生を対象に、震災対策の啓発を行うことにより、子どもたちの防災意識の向上を図ります。	継続	市内小学校の5年生を対象に、震災啓発パンフレット「マンガ新・くらしの地震対策ーみんなで学んで地震に自信をー」を配布します。	防災危機管理課
3	防災マップ、多摩川洪水・内水ハザードマップの配布	防災情報をまとめた防災マップと、多摩川の氾濫を想定した多摩川洪水・内水ハザードマップを作成し、市内の全家庭へ配布します。	継続	福生市防災マップ・多摩川洪水内水ハザードマップについて、窓口での配布や市公式ホームページへの掲載により広く周知するとともに、市内転入者に対してもれなく配布を行います。	防災危機管理課
4	通学路等の防犯活動の推進	子どもたちが犯罪に遭わないように、市内で発生した犯罪や不審者についての情報を地域や学校に提供します。また、防犯カメラを適切に管理するなどして、防犯対策の強化に取り組みます。 子どもたちが犯罪に遭わないように、市内で発生した犯罪や不審者についての情報を地域や学校に提供します。また、登下校時に見守り員を配置して通学路を巡回するほか、防犯カメラを適切に管理するなどして、防犯活動を推進します。	継続	不審者情報については情報メール等で市民に周知をし、警戒を呼びかけます。また防犯カメラについては市が設置したもののほか、市の補助金により町会、商店会が設置したものについても適切な管理をお願いしてまいります。 市内各小学校の通学路において、通学路見守り員及び防犯カメラによる登下校時の見守り体制を整備します。また、教育委員会による青色防犯パトロールの実施により、防犯対策の強化に取り組みます。	防災危機管理課 教育総務課 教育指導課

No	事業名	事業概要	方向性	令和5年度 事業目標	主担当課
5	安全啓発活動の推進	東京都教育委員会「安全教育プログラム」を活用した、安全教育を充実します。	継続	東京都教育委員会が作成した「安全教育プログラム」に基づき、市内全校において児童・生徒に犯罪や事故、災害等の危険を予測し回避する能力や、他者や社会の安全に貢献できる資質や能力の育成を図ります。	教育指導課
6	不審者情報等の提供	携帯電話を利用した自治体情報やファクシミリを通じて学校等子どもに関係する各公共施設に不審者情報を提供し、地域ぐるみで注意を促します。また、不審者情報があった時には、パトロールを実施します。	継続	不審者情報について、町会・自治会、各公共施設、保育園等にファクシミリ等を通じて情報の提供を行います。緊急の不審者情報については、携帯電話を利用したふっさ情報メールで注意喚起します。また、青色回転灯が搭載されている公用車による市内巡回を行います。	防災危機管理課
7	子どもを守るための活動の推進	防犯講習会等を通して、市民へ犯罪に関する情報提供に努め、関係機関・団体との情報交換、防犯ボランティアによるパトロール活動、「こども110番の家」事業など、子どもを守るための活動を推進します。	継続	「こども110番の家」事業については、継続確認調査を行い、加入世帯についての適切な把握につとめてまいります。	防災危機管理課
8	薬物乱用防止啓発運動（再掲）	ふっさ健康まつりなどにおいて薬物の危険性を周知させ、乱用防止に努めます。 学校における「保健」の授業の中で薬物乱用防止について学習します。	継続	継続実施します。 健康まつりで薬物乱用防止についての啓発活動を実施予定。 中学校では、学習指導要領に基づき「保健体育」の授業において取り扱います。また、全小・中学校で年1回薬物乱用防止教室を実施し、内容の充実に努めていきます。	健康課 教育指導課
9	不健全図書等の排除推進（再掲）	青少年育成地区委員長会が中心となり、自動販売機、コンビニエンスストア等の不健全図書の排除を目指します。	継続	青少年育成地区委員長会を中心に、環境浄化運動及び不健全図書チェックパトロールを実施します。 令和5年8月下旬実施予定	子ども政策課
10	夜間一斉パトロール事業（再掲）	青少年育成地区委員長会が中心となり、警察署の指導を得て、青少年のための夜間一斉パトロールを実施します。	継続	青少年育成地区委員長会を中心に、夜間一斉パトロールを実施します。 令和5年8月下旬実施予定	子ども政策課



### 基本施策3 被害に遭った子どもの保護の推進

No	事業名	事業概要	方向性	令和5年度 事業目標	主担当課
1	被害児童のカウンセリング	犯罪、いじめ、児童虐待等により被害を受けた子どもの精神的ダメージの軽減、立ち直りを支援するため、子どもに対するカウンセリング、保護者に対する助言等、関係機関と連携し支援を行います。	継続	子どもと家庭の総合相談の中で、必要に応じて関係機関、専門機関と連携しながら支援を行います。	子ども家庭支援課

### 施策の方向（2）子育てを支援する生活環境の整備

#### 基本施策1 子育てを担う若い世代を中心に広くゆとりのある住宅の確保

No	事業名	事業概要	方向性	令和5年度 事業目標	主担当課
1	良質なファミリー向け住宅の供給誘導	子育て世帯が住みやすい賃貸物件を増やしていくため、民間事業者に向け活用できる補助制度の検討や情報提供を行い、子育てに適した住宅の建設を誘導します。	継続	東京都子育て支援認定住宅の基準を満たす共同住宅を市内に整備する場合に、整備費の一部を助成する「子育て支援住宅整備助成事業」を継続し、子育てに適した住宅の建設を誘導します。	まちづくり計画課
2	住宅取得の支援	子どものいる子育てファミリー世帯は、子どもが小中学校に就学する段階でより広い住宅を求めて市外へ転出する傾向にあります。福生市に長く住み続けてもらうために、住宅取得に係る助成や既存住宅の改修補助等について検討します。	継続	自らが所有する新築の長期優良住宅に居住する子育て世帯（中学生までの子と同居する親）に対して、最長5年間、当該住宅（家屋）に対して課される固定資産税及び都市計画税相当額（上限10万円）を助成する、「優良住宅取得推進事業」を継続して実施します。また、同事業の対象者のうち、親世代と同居または近居する世帯で、住宅金融支援機構の住宅ローンフラット35を利用する場合に、金利の引き下げを行います。（H30～）	まちづくり計画課

#### 基本施策2 安全な道路交通環境の整備

No	事業名	事業概要	方向性	令和5年度 事業目標	主担当課
1	歩道の整備	子どもや高齢者、障害者など、すべての歩行者の安全確保のため、段差解消等の整備を行います。	継続	子どもや高齢者、障害者などすべての歩道利用者の安全確保のため、歩道の拡幅、段差解消などのバリアフリー化の整備に努めていきます。	道路下水道課
2	防犯灯の整備	夜間、安心して外出できるよう防犯灯の整備を行います。	充実	防犯上または交通安全上必要な箇所の整備に努めていきます。	道路下水道課